

# 水だより

2024 第20号  
うるま市水道部

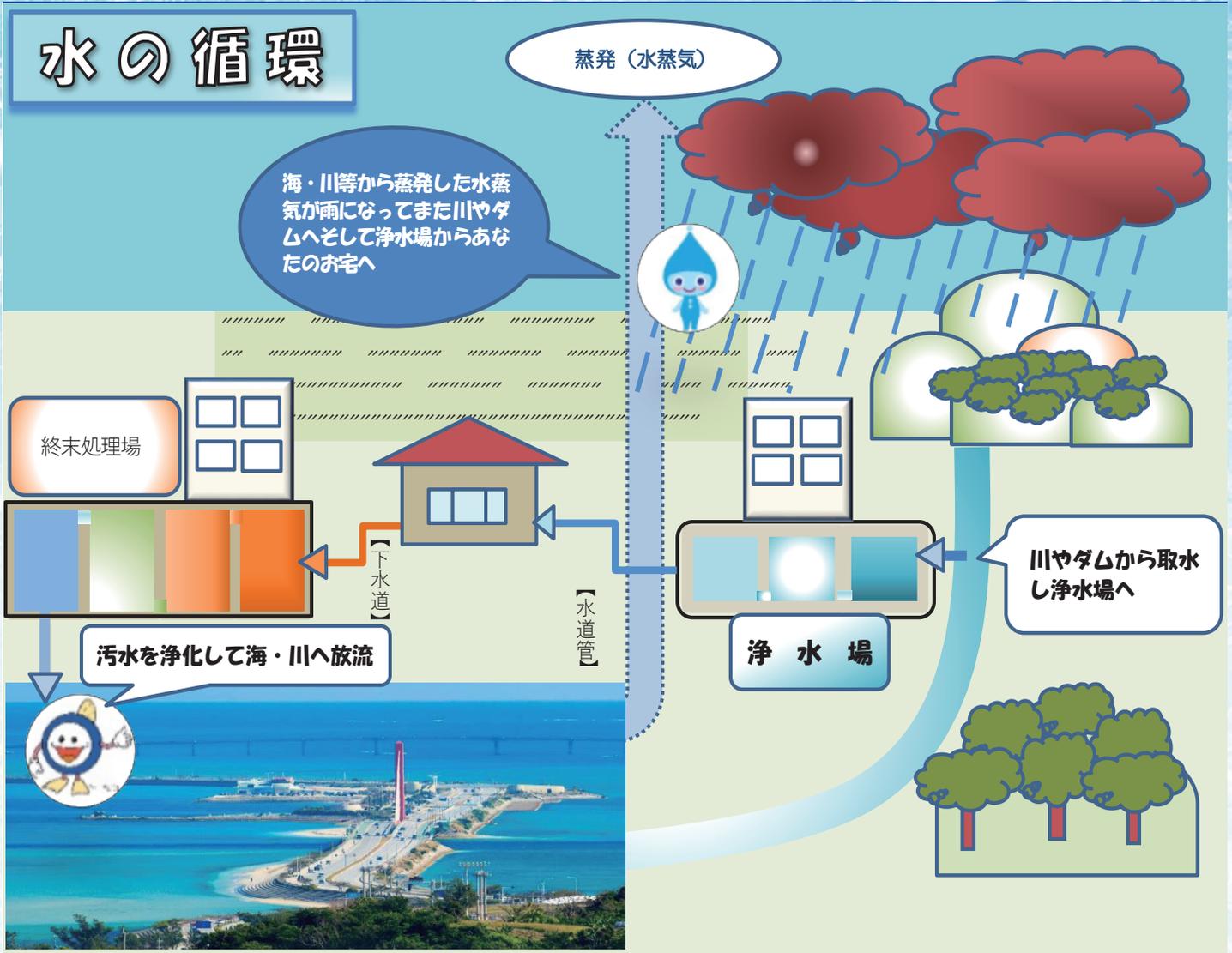


上水道は人のため



下水道は自然のため

## 水の循環



## 目次

上下水道料金について	1
上下水道事業経営について、水道料金の改定について	2
たいせつな水道管、令和6年度の水道工事について	3
水道管路耐震適合率について	3
もしもの時に備えて	4
水道メーターについて、料金等のお支払いについて	5
水道水の水質検査について	6
貯水槽（水タンク）の管理について	6
水道部への届出について（引っ越しなど）	6
水道事業会計の決算概要について	7
下水道事業会計の決算概要について	8
下水道接続補助金交付制度、下水道の正しい使い方	9
下水道の役割、クイズ	10
お知らせ、台風対策について、水道庁舎案内図	11



うるま市水道部

〒904-2241 うるま市字兼箇段896番地  
TEL975-2200 FAX973-6783

給水人口 126,438人  
給水戸数 47,244戸  
下水道接続人口 70,378人  
下水道接続戸数 32,063戸  
(令和6年3月末日現在)

## 上下水道料金について

### 上下水道料金はどのように計算されるの？

基本料金 + 従量料金で計算されます。



#### 基本料金

毎月かかる定額料金で、使用量の有無に係わりなくお支払いいただく料金です。

+

#### 従量料金

使用水量に応じて加算される料金です。使用水量によって段階を設け、段階的に単価が高くなるように設定しています。

=

### 上下水道料金

#### ○水道料金表(消費税抜き) : 令和6年10月1日改定

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	使用水量範囲	1m <sup>3</sup> につき
家庭用	8m <sup>3</sup> まで	1,054円	9 ~ 20m <sup>3</sup>	205円
			21 ~ 100m <sup>3</sup>	228円
			101 ~ 300m <sup>3</sup>	260円
			301m <sup>3</sup> ~	287円
			営業用	10m <sup>3</sup> まで
			31 ~ 100m <sup>3</sup>	260円
			101 ~ 300m <sup>3</sup>	287円
			301m <sup>3</sup> ~	308円

#### ○下水道使用料表 (消費税抜き)

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	使用水量範囲	1m <sup>3</sup> につき
家庭用	10m <sup>3</sup> まで	650円	11 ~ 30m <sup>3</sup>	95円
			31 ~ 50m <sup>3</sup>	110円
			51 ~ 100m <sup>3</sup>	130円
			101 ~ 300m <sup>3</sup>	155円
			301m <sup>3</sup> ~	175円
業務用	10m <sup>3</sup> まで	900円	11 ~ 30m <sup>3</sup>	120円
			31 ~ 50m <sup>3</sup>	140円
			51 ~ 100m <sup>3</sup>	145円
			101 ~ 300m <sup>3</sup>	160円
			301 ~ 500m <sup>3</sup>	180円
			501 ~ 1000m <sup>3</sup>	185円
			1001m <sup>3</sup> ~	188円

※令和7年4月にも料金改定を予定しています。詳しくは、うま市 HP にてご確認お願い致します。

水道料金及び下水道使用料の計算例：1か月で30m<sup>3</sup>使用した場合（家庭用）

#### 水道料金（家庭用）

	水量	使用水量範囲	消費税抜き
基本料金	8m <sup>3</sup>	0 ~ 8m <sup>3</sup>	1,054円…①
従量料金	22m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup> 9 ~ 20m <sup>3</sup> 単価 205円	2,460円…②
		10m <sup>3</sup> 21 ~ 100m <sup>3</sup> 単価 228円	2,280円…③
合計	30m <sup>3</sup>		5,794円…④

#### 【水道料金の計算】

基本料金 8m<sup>3</sup> = 1,054円 (税抜き) …… ①

従量料金 (22m<sup>3</sup> = 12m<sup>3</sup> + 10m<sup>3</sup>)

12m<sup>3</sup> × 205円 = 2,460円 (税抜き) …… ②

10m<sup>3</sup> × 228円 = 2,280円 (税抜き) …… ③

合計 (基本料金 + 従量料金)

① + ② + ③ = 5,794円 …… ④

④ × 消費税率 (10%) = 579円 …… ⑤

④ × 消費税率 (10%) = 579円 (消費税)

5,794円 + 579円 = 6,373円 (税込み)

#### 下水道使用料金（家庭用）

	水量	使用水量範囲	消費税抜き
基本料金	10m <sup>3</sup>	0 ~ 10m <sup>3</sup>	650円…①
従量料金	20m <sup>3</sup>	11 ~ 30m <sup>3</sup> 単価 95円	1,900円…②
合計	30m <sup>3</sup>		2,550円…③

#### 【下水道使用料の計算】

基本料金 10m<sup>3</sup> = 650円 (税抜き) …… ①

従量料金

20m<sup>3</sup> × 95円 = 1,900円 (税抜き) …… ②

合計 (基本料金 + 従量料金)

① + ② = 2,550円 …… ③

合計額 × 消費税 (1.10%)

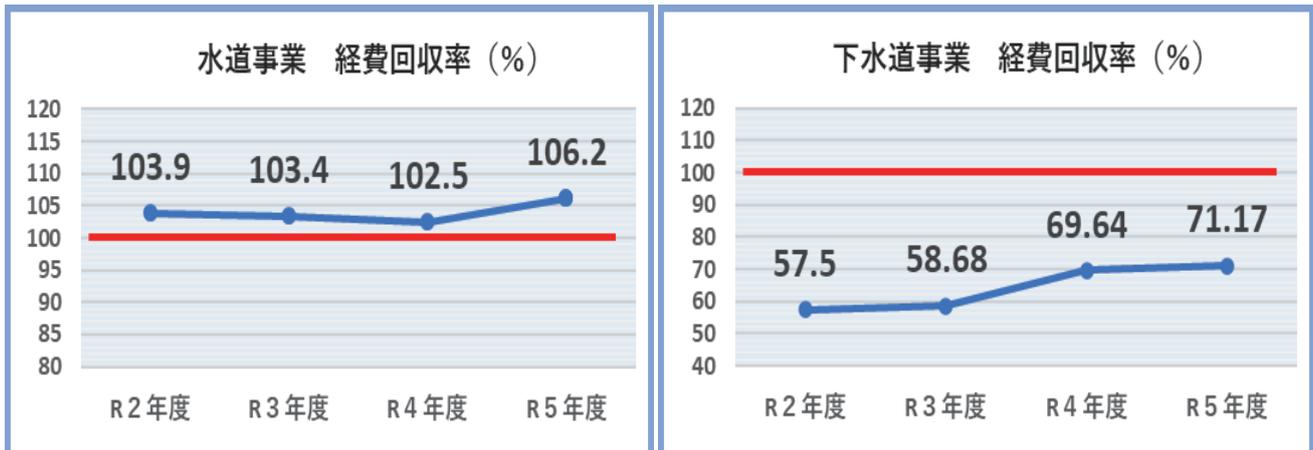
2,550円 × 消費税率 (1.10%) = 2,805円 (税込み)

## 上下水道事業経営について

水道事業及び下水道事業は、受益者負担の原則のもと、皆さんからの使用料金でサービスを提供する独立採算を原則として経営しています。

### 【料金回収率及び経費回収率について】

上下水道事業が、どの程度、水道料金や下水道使用料で賄えているかを表した指標となっています。うるま市の水道事業は100%を上回っていますが、下水道事業については、100%を大きく下回っています。



料金回収率及び経費回収率の100%を上回った分で、将来的な施設の更新等を行っていきます。下水道事業は下水道使用料で汚水処理費を賄えていない状況で、約30%を一般会計からの補てん収入（繰入金）で賄っている状況になっています。

そのため、下水道事業においては3～5年ごとに適切な使用料水準（使用料改定）を検討していかなければならない状況となっております。



## 県の料金改定に伴う

## 水道料金の段階的な改定について

**令和6年10月1日、令和7年4月1日、令和8年4月1日の3段階で、沖縄県水道料金の改定**が行われることになりました。

本市水道事業は、県企業局から浄水を購入し、水道利用者の皆さんに水道水を供給しています。

水道事業の健全な経営を図り、水道サービスを維持するため、本市でも県と合わせたタイミングで料金の改定が必要となります。

本市は、**令和6年10月1日 および 令和7年4月1日** の料金改定が決定しています。

※**今回の本市の改定は県からの浄水購入費の値上げ分の範囲に留めた料金改定**となっております。

【次回、令和8年4月1日以降のうるま市の料金について】 ※**水道インフラを維持するために！**

沖縄県は、すでに令和8年4月1日の料金改定まで決定しておりますので、本市においても、県の値上げ分に対応するため、令和8年4月1日の料金改定を検討しています。その際には、本市の保有する水道施設の維持（老朽管の更新等）や災害対策（耐震化）などの費用も考慮した適切な料金水準を算定したうえで、改定料金の検討を行う必要があります。

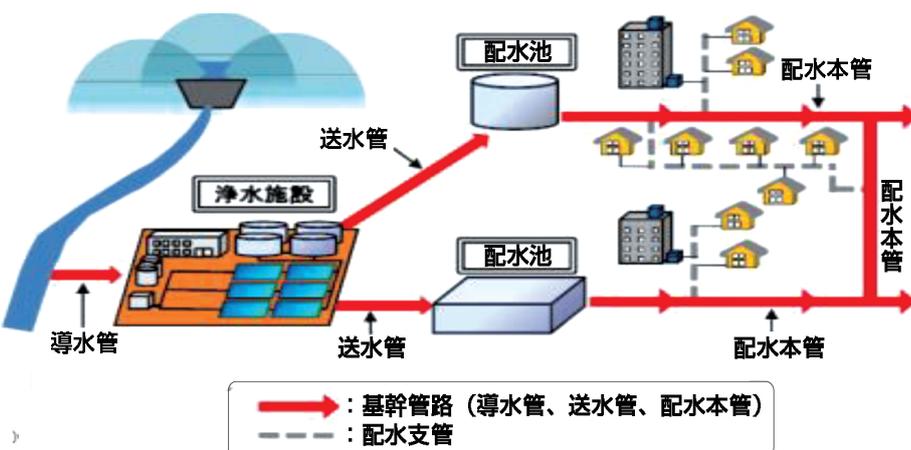
引き続き、経費の削減や効率化に取り組み、公営企業としての経営努力に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## たいせつな水道管

工務課 水道工事係 TEL 975-2203

みなさんが生活で利用する水道水は、どのようにして届けられているのでしょうか。水道水の水は、ダムに溜められた水を浄水場できれいにした後、水道管を通して各家庭の蛇口に届けられています。

水道水を安心・安全・安定的に使うためには、水道管を適切な状態に保つ事がとても大事です。



## 令和6年度の水道工事について

うるま市水道部工務課では、下記のとおり、古くなった配水管の更新工事を予定しています。

### (主な工事)

- 1工区 — 与那城屋慶名地内
- 2工区 — 勝連浜比嘉地内
- 3工区 — 勝連平敷屋地内
- 4工区 — 喜仲・宮里地内
- 5工区 — 石川東恩納地内

他にも、県や市の道路事業に伴い、うるま市西原・仲嶺・高江洲地内での配水管工事が予定されており、各家庭等に引き込まれている給水管更新工事は、既に石川地内で行われています。

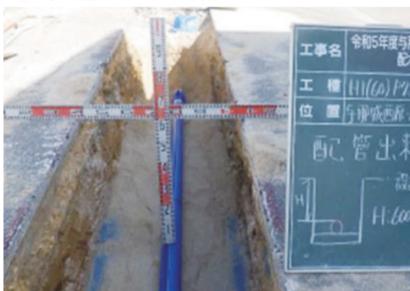
工事に伴う交通規制等により、近隣のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。  
※工事個所については変更となる場合があります。また、小規模工事等、左記に記載のない工事もあります。

### 水道工事の流れ

#### ①掘削



#### ②水道管の布設



#### ③舗装



老朽化した水道管は、水道管の劣化によるひび割れなど、漏水事故のリスクが高まるため、更新工事が必要になります。

水道管の法定耐用年数（法律で定められた老朽度の基準となる年数）は40年となっていますが、40年経過した水道管がすぐに使えなくなるわけではなく、また40年経過した水道管すべてを工事すると、膨大な数の工事を行う必要があるため、工務課では水道管の状態を見極めつつ更新工事を行っています。現在は昭和50年代（40～48年経過）に布設された水道管を新しい水道管に更新しています。

また更新時には、布設した水道管が長く使えるように、性能の優れた管種（寿命が80～100年）を採用することで水道管の長寿命化を図っています。

## 水道管路耐震適合率について

現在、うるま市の上水道管の延長は全体で約775kmあり、そのうちの104kmが基幹管路です。令和5年度末時点での基幹管路の耐震適合率は約52%で、上水道管全体では約31%です。

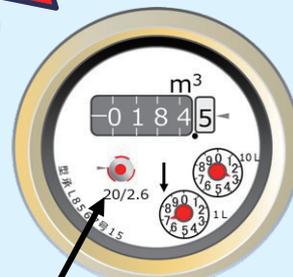
うるま市水道事業では、古くなった上水道管を優先して、耐震性のある耐震管で計画的に布設替えを行い、耐震化率の向上に取り組んでいます。

地震等の災害が起きた時の上下水道の使用には次の点に注意して使用して下さい。

### 水道の使用について

● 蛇口から水が出る場合。

- ① 水に濁りがある場合は、飲まないこと。  
濁りの多くは水道管内のさびが原因です。しばらく水を出し続けて濁りが取れるまで飲用を控えてください。
- ② 住宅内で漏水が発生していないか水道メーターで確認して下さい。  
強い地震が発生した場合、住宅内の水道管が破断している可能性があります。漏水の確認は、住宅内の水の使用を全部止めた状態で、水道メーターを確認して下さい。水道メーターのパイロットが回転していれば住宅内で漏水が発生しています。



パイロット  
(水が流れると回転します)

● 蛇口から水が出ない場合。

- ① 断水情報を市のホームページ等で確認下さい。  
断水が発生した場合、市ホームページやLINE等でお知らせします。また、復旧時にも同じくお知らせいたします。
  - ② 断水が長期間続く場合、市水道部では応急給水を行います。応急給水所の場所や開設時間等も市ホームページ等でお知らせします。
    - ・ 応急給水を受ける際には、容器（ポリタンク等）のご持参をお願いします。
    - ・ 応急給水初期は、1人1日6リットル程度の配水を予定しています。
- ※ 応急給水活動は、人命に係る施設（医療機関）を優先して行います。断水の規模により応急給水所の開設が遅くなる可能性がありますので、日頃から飲料水の確保をお願いします。

### 下水道の使用について

- 強い地震があった場合、地下の下水管路の破損、ポンプ場や処理場の被害により下水道が使用できないことがあります。まずは以下の項目についてご確認下さい。
  - ① トイレやお風呂の水が流れるか、汚水が逆流してこないか。
  - ② 敷地内の柵蓋（宅内排水設備）から汚水が溢れ出ていないか。
  - ③ 市のホームページやLINE等で下水道の使用制限情報が出ていないか。

自宅トイレ等が流せる場合でも、使用の制限を行う場合があります。ご家庭で備蓄している携帯トイレやお近くの避難所の仮設トイレ等を利用し、汚水を無理に流さないでください。

※大きな災害が起きたときは、市の災害対策本部から随時ホームページやLINE等を利用して最新の情報を市民の皆様へお送りしますので確認するようお願いいたします。

※各家庭で普段から備えをお願いします。

災害による被害規模が大きい程、応急給水や復旧作業に時間を要します。そのため普段から市民自ら災害に対する備えをして頂くことが重要です。各家庭で飲料水のストック（1人1日3リットル×7日分）や携帯トイレ等の備蓄をお願いします。



## 水道メーター検針作業へのご協力について

営業課 水道測定係 TEL 975-2201

検針とは、お客さまのご家庭で使用された水量の計量を行い、水道料金及び下水道使用料を計算する大切な作業です。毎月1回、検針員が水道メーターの指示数を読み取りに伺います。  
正しい検針ができるよう、下記の事項にご協力をお願いします。

- 1 メーターやボックス周辺はきれいにし、上に物を置かないでください。
- 2 埋設のメーター上には出来るだけ駐車しないでください。  
(やむを得ない場合は、検針時の移動にご協力ください)
- 3 犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。
- 4 家や車庫の増改築等でメーターが床下や屋内になる場合は、所有者(お客さま)の負担により、うるま市指定給水装置工事事業者に依頼し検針しやすい場所に移動してください。

### 水漏れ? 普段通りに使用しているのに水道料金が高くなっていませんか?

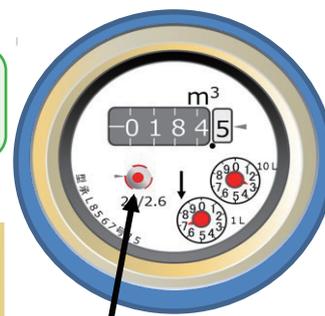
水道メーターのパイロットを確認してください。  
水を使用していない状態(タンクの場合は満水時)で確かめます。

**回転している!**  
水漏れの可能性があります!

パイロットが

**回転していない!**  
水漏れの心配はありません

水道メーター



パイロット

(水が流れると回転します)

うるま市指定給水装置工事事業者(指定店)へ調査・修繕を依頼してください。  
(調査・修繕費は自己負担)

※埋設部分からの漏水については、水道料金の減免ができる場合があります。  
詳しくは営業課までお問い合わせください。

※指定店の一覧はうるま市ホームページで確認できます。

うるま市ホームページ→暮らし・手続き→上下水道→事業者向け→  
給水装置工事→指定給水装置工事事業者(指定店)一覧表

## 水道メーター取り替え作業のご協力について

営業課 給水係 TEL 975-0306

水道部では計量法に基づき、有効期限(8年)以内に新しいメーターへの取り替えを無償で行っています。

対象者の方には取替のお知らせをします。作業には、水道部が委託した事業者が取り替えを行いますのでご協力をお願いします。



## 期限内支払いのお願い

営業課 水道収納係 TEL 975-2202

利用者の皆さまからお支払いいただく料金等で水道事業を運営しています。料金が期限内に納められていないと、督促状を発送することになります。

水道料金及び下水道使用料は、期限内に納めていただくようご協力のほど、お願いいたします。

**お支払いは便利な口座振替で!**  
お客さまの利便性の向上、または納め忘れを防ぐため口座振替をおすすめしています。



お一人おひとり様が口座振替をすることにより、大きな経費節減が期待できます。  
経費の節減に、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### ～申し込み方法～

県内金融機関窓口または水道部窓口にて、申し込みができます。

### ～必要なもの～

①通帳(キャッシュカード)、②通帳印、③水道番号(領収書、検針票など)をご持参ください。



\*毎月21日(土、日、祝日などの場合は翌営業日)に自動的に引き落とします。前日までにご入金をお願いします。  
\*クレジットカードの取り扱いはありません。

## 水質検査について！

工務課 水道管理係 TEL 975-0305

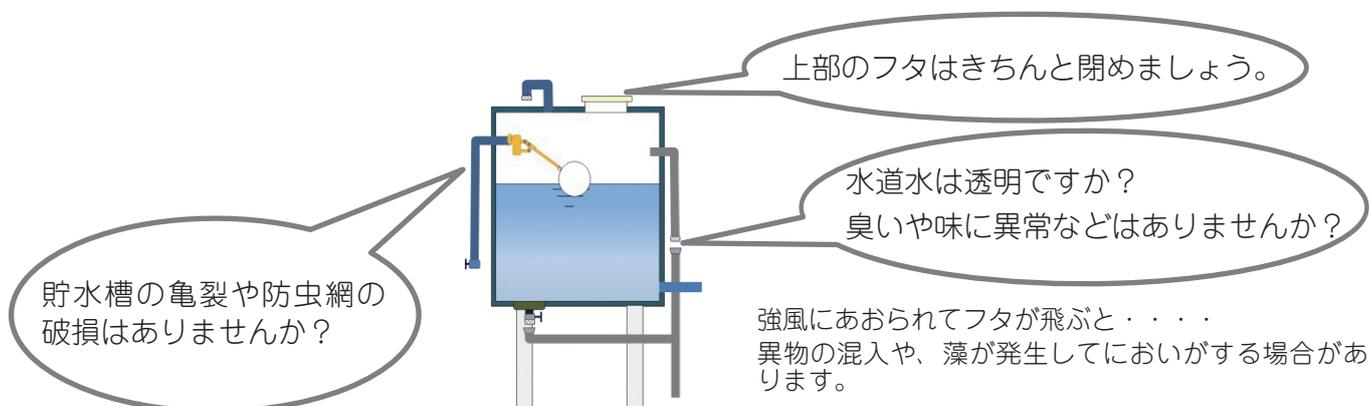
検査項目	水質基準値等	検査結果	検査項目	水質基準値等	検査結果
一般細菌	100 個 /ml 以下	0 個 /ml	大腸菌	検出されないこと	陰性
鉛	0.01mg/l 以下	0.001 未満 mg/l	鉄	0.3 mg/l 以下	0.01 未満 mg/l
総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	0.04 mg/l	塩化物イオン	200 mg/l 以下	21 mg/l
硬度 (Ca,Mg)	300mg/l 以下	29.8 mg/l	pH値	5.8 以上 8.6 以下	7.6
味	異常でないこと	異常なし	臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5 度以下	0.5 未満 度	残留塩素	0.1 mg/l 以上	0.3 mg/l
PFOS 及び PFOA	0.00005mg/l 以下	0.0000007mg/l 以下			

(令和 6 年 6 月 場所：勝連津堅)

## 貯水槽 (水タンク) 管理について

営業課 給水係 TEL 975-0306

貯水槽 (水タンク) を設置している方は、普段から次の点に注意し、適切な管理に努めましょう。  
給水装置を含め、貯水槽 (水タンク) 以下の装置は、設置者 (所有者) が管理することとなっています。  
【貯水槽は飲み水を貯めておくところなので、貯めた水が変質しないよう管理を十分に行ってください。】



**台風後は、特に注意しましょう！**

**年に 1 回以上は点検・清掃を行い、いつもきれいに保ちましょう。**

- ・ 貯水槽 (水タンク) の清掃
  - ・ 残留塩素の有無、水の色、濁り、におい、味の水質検査
- ※不備なところを発見した場合は、速やかに改善しましょう。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」にもとづく、県知事の登録を受けた業者について  
(業者一覧)

[https://www.pref.okinawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/620/03tyosuisouseisougyou.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/620/03tyosuisouseisougyou.pdf)  
からご覧いただけます。

※清掃等業務は、登録を受けた者に限定されているものではありません。  
登録がない者でも業務を行うことは可能です。



## 水道部への届出について

営業課 水道調定係 TEL 975-2201・2202

引っ越し等で水道の使用を開始、終了、名義変更をされる方は、各種の届出が必要です。

各種様式：うるま市ホームページ→暮らし・手続き→上下水道→上水道→水道の使用開始・中止・  
使用者変更に伴う手続き

お問い合わせ先：うるま市水道部営業課

営業時間：月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (祝日・休日・年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)

連絡先：TEL (098) 975-2201・2202 FAX (098) 973-6783

# 水道事業会計の決算概要について

経理課 TEL 975-2200

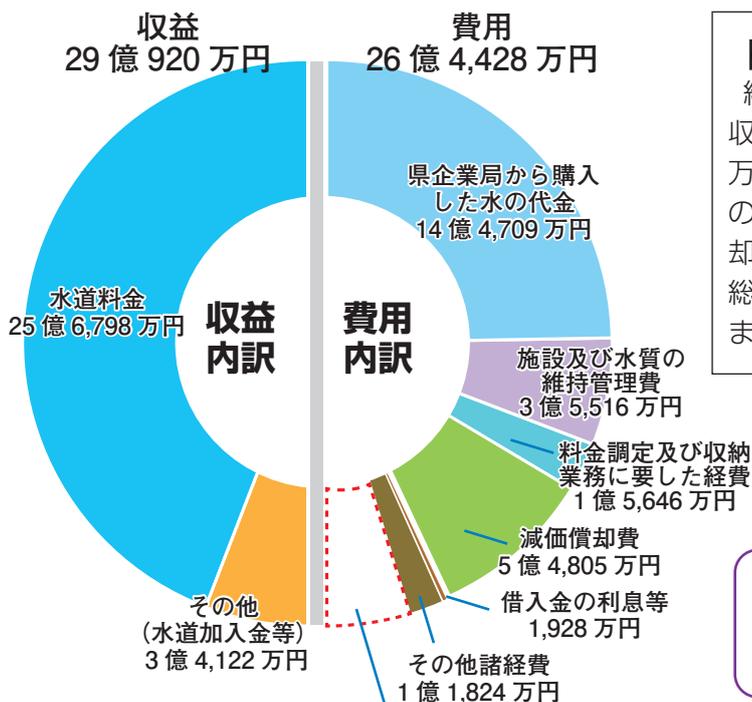
令和5年度うるま市水道事業会計決算の概要についてお知らせします。

水道事業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の枠組みがあります。

「収益的収支」は、水道水を供給するための財源（収益）と経費（費用）で、「資本的収支」は、水道施設を整備するための財源（収入）と経費（支出）です。

## ■ 収益的収支（水道水をお届けするための経費と財源）

消費税抜き



### 【収益的収支について】

総収益は29億920万円（割合：水道料金収88%その他12%）、総費用は26億4,428万円（割合：購入した水の代金55%、施設の維持管理及び料金収納業務20%、減価償却費20%、その他5%）となり、純利益（＝総収益－総費用）は2億6,492万円となりました。



純利益は、どうなるの？

純利益は、水道施設整備更新の借入金の元金返済のために使うよ。

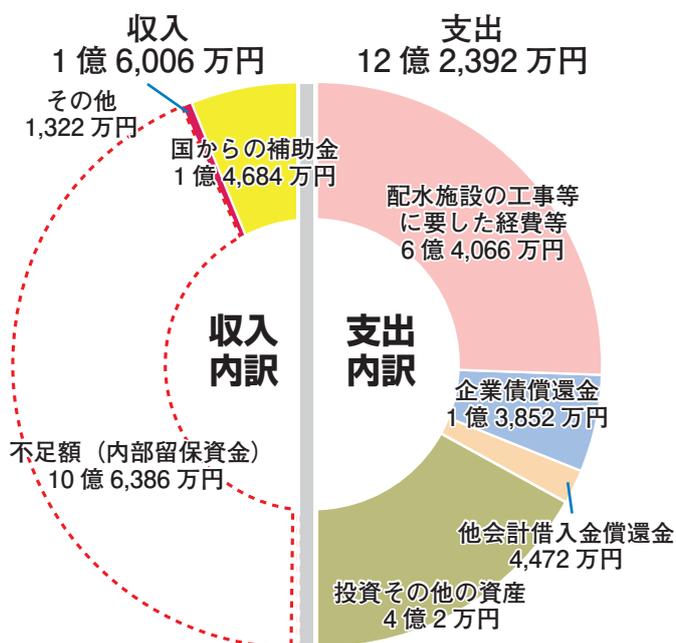


当年度純利益  
2億 6,492万円

次年度以降の借入金の元金返済へ充てる（水道施設整備の企業債）

## ■ 資本的収支（水道施設を整備・更新するための経費と財源）

消費税込み



### 【資本的収支について】

水道施設を整備・更新するための経費は6億4,065万円（割合：52%）、借入金の償還金は1億8,324万円（割合：15%）、投資その他の資産4億2万円（割合：33%）となりました。

財源不足となった10億6,386万円は損益勘定留保資金（減価償却費など内部で留保された資金）等で補てんしました。（このうち、1,656万円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。）



今、借入金はどのくらいあるの？

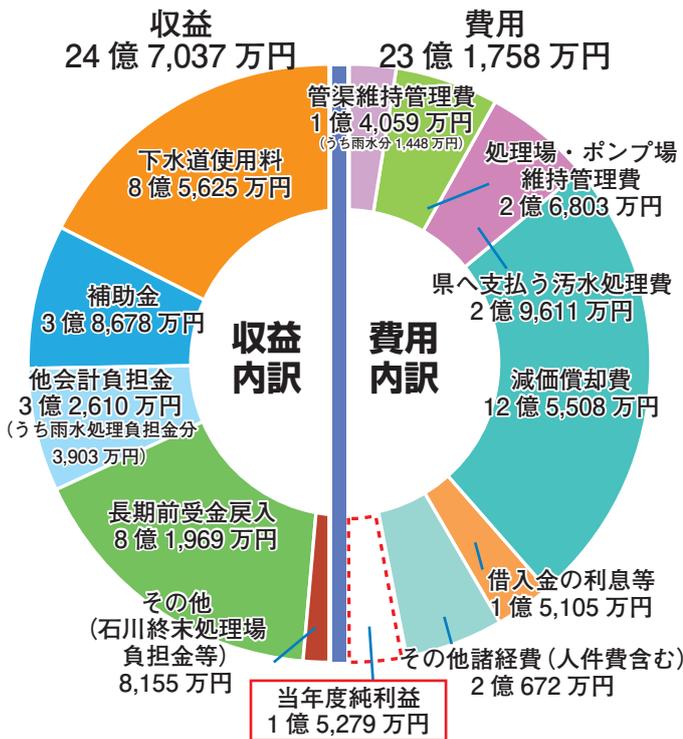
令和5年度末時点の借入金残高は10億9,176万円あるよ。給水人口一人あたりにすると、およそ8,640円だね。



令和5年度うるま市下水道事業会計決算の概要についてお知らせします。

下水道事業会計も水道事業会計と同様「収益的収支」と「資本的収支」の枠組みがあります。「収益的収支」は、ご家庭や事業所から出た汚水をきれいにするための財源（収益）と経費（費用）で、「資本的収支」は、下水道施設を整備するための財源（収入）と経費（支出）です。また、雨水の処理には税金が使われています。

## ■ 収益的収支（汚水をきれいにし、雨水を排水するための経費と財源） 消費税抜き



### 【事業概要】

令和5年度は2万7,006戸から排出された汚水856万1,326㎡を処理しました。

また、水洗化人口は70,378人で前年度に比べ1,171人増加し、接続率は82.88%となっています。

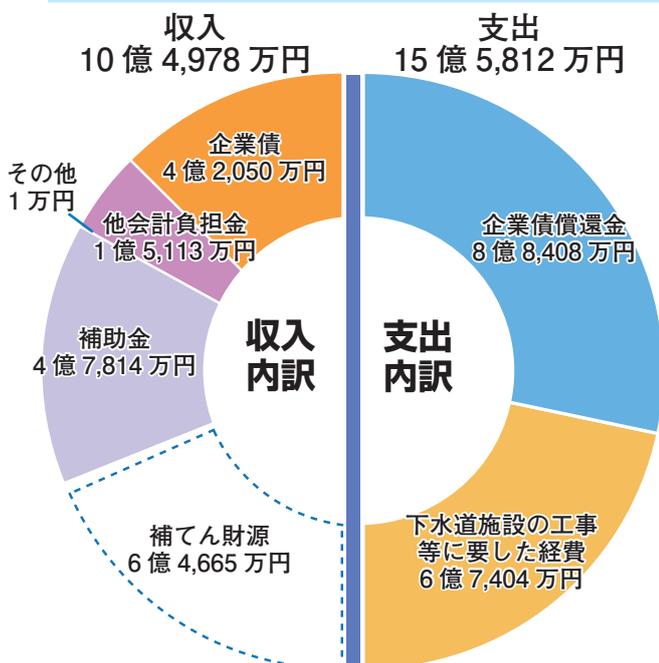
### 【収益的収支について】

総収益は24億7,037万円(下水道使用料34.7%、補助金・他会計負担金28.9%、長期前受金戻入等33.2%)、総費用は23億1,758万円(施設の維持管理及び人件費等26.5%、県へ支払う汚水処理費12.8%、減価償却費54.2%、支払利息6.5%)となり、純利益(=総収益-総費用)は1億5,279万円となりました。

純利益は、下水道施設整備更新の借入金元金返済のために使います。



## ■ 資本的収支（下水道施設を整備・更新するための経費と財源） 消費税込み



### 【資本的収支について】

資本的収入10億4,978万円に対して、資本的支出15億5,812万円となっています。財源不足は、損益勘定留保資金(減価償却費など内部で留保された資金)等で補てんしました。

資本的収入は、企業債が4億2,050万円、補助金が4億7,814万円、一般会計からの負担金が1億5,113万円となっています。(そのうち1億3,831万円は翌年度へ繰り越す支出の財源に充当する額となっています。)

資本的支出は、下水道施設を整備・更新するための経費6億7,404万円(割合43.3%)、借入金の償還額が8億8,408万円(割合56.7%)となっています。

## 下水道接続に対する補助金交付制度の案内

下水道課 排水設備係  
TEL 973-7977

うるま市では、排水設備工事（浄化槽や汲み取り式トイレから下水道への切り替え）の工事費に対して、**補助金交付制度**を実施しています。

この制度を市民のみなさまにご活用いただき、きれいな海や川を守り、快適な生活環境向上を図るために、公共下水道へ早めの接続をよろしくお願ひします。

- ※ 新築工事や農業集落排水事業（津堅地区）を除く。
- ※ 排水設備とは・・・ご家庭から出る汚水を直接下水道へ流すための施設。個人で、排水管や汚水桝等を設置し、管理する必要がある。

### 【補助対象者】

1. 下水道へ接続できる区域内、建物の所有者又は居住者、若しくは土地の所有者。
2. 国、県または市の同様な制度による補助を受けていない方。
3. 市税に滞納がない方。

### 【補助金額】

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を設置している建物
補助対象工事が5万円以上の場合は5万円	補助対象工事が10万円以上の場合は10万円
補助対象工事が5万円未満の場合は当該工事費の額	補助対象工事が10万円未満の場合は当該工事費の額

下水道に  
接続しようね！！



## 下水道の正しい使い方

下水道課 排水設備係 TEL 973-7977

マンホールには、汚水をスムーズに処理場まで送るためのポンプを備えた「マンホールポンプ」が各地区に存在しますが、**水に溶けないもの**を流すとマンホールポンプの故障や下水道管の詰まりにつながり、路上に汚水があふれたり、トイレが使用できなくなる場合があります。

下水道はみなさんの環境をより良くするための公共の財産です。個人個人が十分に注意して大切に使うことを心がけましょう。



おうちのパイプも  
詰まっちゃうのでやめようね

### 下水道へ流してはいけないもの！！

#### 【詰まりの原因になるもの】

- ・ 下着・廃油・残飯・紙おむつ・ティッシュペーパー
- ・ ウェットティッシュ

#### 【爆発や火災、下水道管の劣化の原因になるもの】

- ・ ガソリン・灯油・農薬・殺虫剤 などの薬品

#### 【下水道施設の損傷、若しくは機能を阻害するもの】

- ・ 45度以上の熱湯、たばこ、ビニール、布類



▲下着が絡まったポンプのスクリュー

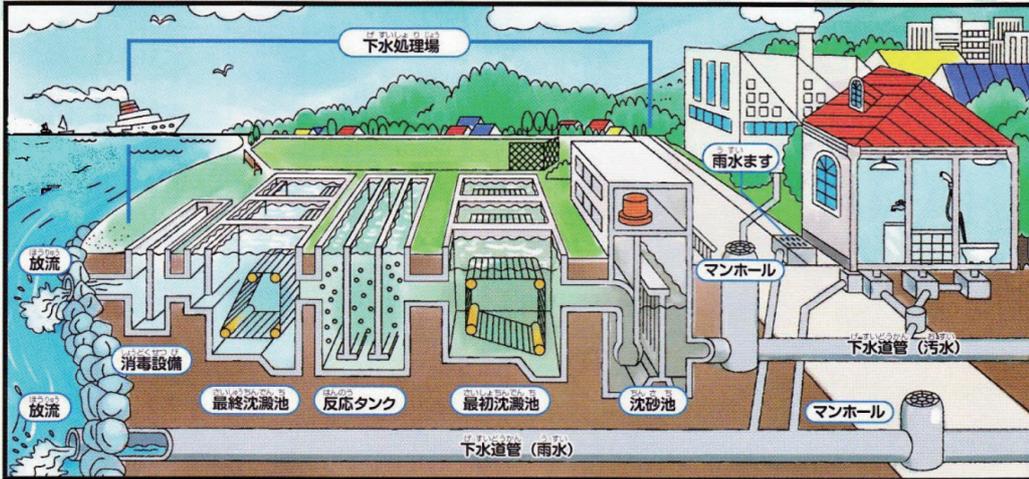


▲油による閉塞状況

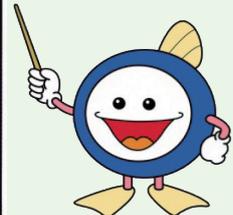
## 下水道の役割

下水道課 排水設備係  
TEL 973-7977

- その1 家庭などから出る汚れた水をきれいな水にかえて海に流すことで、身近な衛生環境を良くする  
その2 雨水をスムーズに海に流すことで、浸水から街を守る



図を見てみると、汚水が流れる道と、雨水が流れる道が分かれているよ！これを「分流式」というんだ。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」君

## クイズに答えて 図書カードをもらおう!!

### もんだい

現在、うるま市の上水道管の延長（長さ）は全体でどれくらいあるかな？

正解を下の3つから1つ選んでください。

- 約775センチメートル  
 約775メートル  
 約775キロメートル

ヒント：こたえは3ページにあるよ。

右の応募用ハガキにて、ご応募下さい。

正解者の中から抽選で20名様に図書カード(1,000円分)を差し上げます。

当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

・うるま市に在住の方のみ応募できます。

締切：令和6年12月27日（金）

（当日消印有効）

## 水だより 第20号クイズの答え

※ 正解を□にし点で1つチェックしてください。

- 約775センチメートル  
 約775メートル  
 約775キロメートル

締切：令和6年12月27日（金）（当日消印有効）

### アンケートにご協力下さい。

- Q1 普段どんな水を飲んでますか？（複数回答可）  
 水道水  一度沸騰させた水道水  
 浄水器を通した水道水  ミネラルウォーター  
 その他
- Q2 水道にとって何が重要だと思いますか。  
 安全な水  おいしい水  災害に強い水道  料金の安い水  
 その他（ ）
- Q3 この広報誌「水だより」はどの部分が参考になりましたか？  
（ ）ページ 項目名（ ）
- Q4 下水道整備で重視してほしいことは何ですか？  
 使用地域の拡大  接続助成制度の充実  経営の効率化  
 下水道接続率の改善
- Q5 今後水道部に期待するものは何ですか？（2つ回答）  
 安全な水の供給  水道料金の安さ  おいしい水の供給  
 安定した水の供給  お客様サービスの向上  
 地震など災害に強い上下水道  その他  
水道部へのご意見をお寄せ下さい。

ご協力ありがとうございました。

## お知らせ

- ・『第66回水道週間』が「水道水 安心・安全 これからも」をスローガンに6月1日～6月7日まで、全国一斉に実施されました。
- ・『第64回下水道の日』が「水の星 支えるあなたに ありがとう」をスローガンに9月10日に全国で一斉に開催されました。

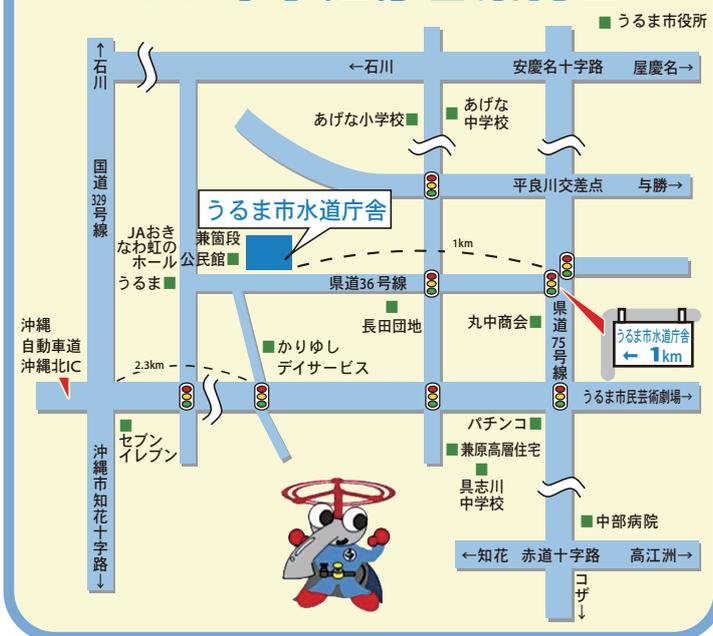
## 台風対策について

台風接近時には万一の断水に備えて、飲料水は容器に確保し、生活用水（トイレ・その他）は浴槽等に溜めて確保をお願いします。

アパート・マンション・県営及び市営住宅などで加圧ポンプ（電気を使用して水に圧力をかけ高架タンクや蛇口まで水を送る機械）を使用している場合は、台風による停電や漏電ブレーカーが落ちることで加圧ポンプが動かなくなり、断水になる場合があります。電力が復旧しても水が出ないときは、建物管理者（家主・管理人・不動産等）へ連絡、確認してください。

営業課 給水係 TEL975-0306

## うるま市水道庁舎案内図



## ＜水道庁舎内連絡先＞

課名	連絡先	主な業務内容
水道政策課	☎ 975-2200 (水道総務係) (企画経営係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の任免・給与等に関する事</li> <li>○ 水道庁舎の管理に関する事</li> <li>○ 上下水道事業の施策及び経営戦略に関する事</li> <li>○ 上下水道料金の改定に関する事</li> </ul>
経理課	☎ 975-2200 (経理第1係) ☎ 973-7978 (経理第2係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算・決算に関する事</li> <li>○ 資金の計画・運用に関する事</li> <li>○ 会計伝票等の審査・保管に関する事</li> <li>○ 財産管理に関する事</li> </ul>
営業課	☎ 975-2201 ☎ 975-2202 (水道調定係) (水道収納係) ☎ 975-0306 (給水係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道料金・下水道使用料の調定及び徴収に関する事</li> <li>○ 引っ越し等に伴う水道の開閉栓、名義変更に関する事</li> <li>○ 使用水量に関する事</li> <li>○ 給水装置工事及び水道メーター取り替えに関する事</li> </ul>
工務課	☎ 975-2203 (水道工事係) ☎ 975-0305 (水道管理係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設の整備計画・工事に関する事</li> <li>○ 水道施設の維持管理、水質に関する事</li> <li>○ 水漏れ及び断水に関する事</li> </ul>
FAX		973-6783
下水道課	☎ 973-7977 (排水設備係) (下水道管理係) ☎ 974-5467 (計画工事係) ☎ 964-3175 (下水道施設係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道施設・農業集落排水処理施設に関する事</li> <li>○ 下水道事業計画及び工事に関する事</li> <li>○ 下水道施設の維持管理に関する事</li> <li>○ 排水設備に関する事</li> </ul>
メール		gesuidou01@city.uruma.lg.jp
FAX (下水道課)		974-7467

## 郵便はがき

9 0 4 - 2 2 4 1

郵送する場合は、85円切手をはって下さい。

水道部窓口にお持ちいただく場合は、切手は不要です。

うるま市字兼箇段896

うるま市水道部 行

ふりがな	
ご氏名	
ご住所	〒 TEL
年齢	<input type="checkbox"/> 10代未満 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代～
世帯の人数	人

きりとろ